

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	… 2
一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等	… 9

平成26年2月18日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年2月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	山和タクシー株式会社 代表者君島厚子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県大田原市野崎2-1-4 (本社営業所) 栃木県大田原市野崎2-1-4
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成26年2月3日、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年2月18日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年2月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	那須合同自動車株式会社 代表者保坂和夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県那須塩原市本町2-6 (黒磯営業所) 栃木県那須塩原市本町2-6
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成26年2月3日、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年2月18日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年2月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	塩原自動車株式会社 代表者保坂和夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県那須塩原市永田町3-6 (西那須野営業所) 栃木県那須塩原市永田町3-6
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成26年2月4日、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年2月18日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年2月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	藤交通株式会社 代表者加藤常美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県那須塩原市橋本町2-21 (本社営業所) 栃木県那須塩原市橋本町2-21
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成26年2月4日、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年2月18日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年2月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	黒磯観光タクシー株式会社 代表者村山茂
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県那須塩原市本町5-7 (本社営業所) 栃木県那須塩原市本町5-7
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成26年2月5日、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年2月18日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年2月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社誠タクシー 代表者佐藤文江
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県さくら市氏家1854 (本社営業所) 栃木県さくら市氏家1854
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成26年2月7日、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年2月18日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年2月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社雀タクシー 代表者荒川宣丈
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県宇都宮市末広1-7-8 (本社営業所) 栃木県宇都宮市末広1-7-7
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成26年2月10日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成26年2月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成26年2月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社あかばしゃ 代表者中島裕貴
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区北烏山6-26-24 (本社営業所) 東京都世田谷区北烏山6-26-24
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 45日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	平成25年7月11日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(6)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)